

臓器提供意思表示カードに関する作業班報告

平成16年12月17日

臓器提供意思表示カードに関する作業班

班長 新美 育文

第一 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

- 1 「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関するご意見の募集」(以下「意見募集」という。)に対し寄せられた意見を基に検討を行った。
- 2 まず、「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)」(以下「取扱い(案)」という。)に反対する意見及び個別の記載不備事例の取扱いに関する意見について重点的に検討を行った。具体的な検討結果については以下のとおりである。
 - (1) 「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。)においては、脳死判定及び臓器提供に関する生前の意思があり、かつ、当該意思を書面で確認できることを要件としており、記載不備の臓器提供意思表示カードの取扱いは、この法律の枠内で法律の趣旨に基づいて行うことが重要である。
 - (2) 臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)は、臓器移植法によって様式が定められた書式ではなく、また、カードの一部の記載不備により有効な書面が存在しないと考えることは現実的ではない。そして、臓器移植法においては、カードの記載不備がないことを臓器提供の要件としているわけでもない。臓器提供の要件が(1)で述べられるものであることは再度確認しておくべきである。
 - (3) また、臓器移植法において、臓器提供の要件として、脳死下で臓器を提供することについて理解していることが求められるとしても、臓器移植法制定時の議論や趣旨、脳死下臓器移植の手順等について理解していることまでも求めているものではない。
 - (4) 「臓器提供については、生命や身体に関する事項であるから財産相続の遺言以上に厳しい確認が求められるべきである」という意見は傾聴に値するが、賛成することはできない。現行の臓器移植法が、民法の規定する財産相続の遺言以上に厳格な様式を書面に要求し、その真正さの確認についてもそれ以上のものを要件としているものでないことは明らかである。
 - (5) カードの自由配布制という方式自体に問題点を指摘する意見もあるが、自

由配布制自体を否定することが妥当とは思われない。自由配布制は、自由にかつプライバシーを尊重されつつ臓器提供の意思表示を行うという、臓器移植法の予定する臓器提供意思表示のあり方を踏まえて構築されたシステムであり、このシステム自体を否定することに十分な理由が認められるとは思われないからである。

- (6) カード番号1又は2にのみ○があるケースにおける提供したい臓器の特定については、カード番号1又は2に○があることから、臓器提供の意思があることは明確であるとともに、臓器提供の意思がありながら、提供臓器を限定していないという場合には、カードに記載されている全ての臓器を提供するとの意思が示されていると解釈するのが相当である。
- (7) カード番号1に○があり、更に提供したい臓器が○で囲まれていて、カード番号3に○と×がついている場合には、脳死判定に従い○で囲んだ臓器を提供したいという意味が明確であると判断することができ、カード番号3については○で囲んだものの○を否定するために×をつけたと考えることが社会通念に照らして適当である。
- (8) 本人・家族欄の書き間違いを認めることにより犯罪への悪用が懸念されるという意見については、今回の取扱い(案)の下での実務を慎重に行うとの注意喚起をしているものとして、参考にはするものの、取扱い(案)自体を変更する必要はないと考える。すなわち、取扱い(案)は、本人の臓器提供に関する意思が確認されていることを前提としており、仮に指摘されたような事実があればもちろん臓器提供が認められないことは当然である。しかし、そのようなケースは実際にはほとんど考えられず、このことを理由として一律に意思表示を無効とすることが適当だとは思われない。なお、このような事例にあっては、コーディネーターは家族を含めた者の証言により、本人の意思表示であることを慎重に確認する必要がある。

3 以上の検討結果から、取扱い(案)において示した考え方を改める必要はないと考える。別添の「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い」に沿った運用が行われるべきである。

第二 カード書式の見直しについて

意見募集に対して、カードのスペースが限られており、字が小さく見にくいという意見や、意思表示が行いにくいという意見が多く寄せられたことを受け、現在のカードの様式を見直すこととした場合に留意すべき事項について、以下の通り検討を行った。

1 カードの記載事項について

(1) 提供する臓器の種類に関する意思表示の方法について

臓器移植法は、本人の opt-in 方式による意思表示を移植用臓器摘出の必須の要件としているが、そのような場合であっても、臓器名を列挙し、提供したくない臓器を明らかにする方式（ネガティブリスト方式）を採用することは可能である。

(2) 臓器の種類欄の「その他（ ）」の項目について

ネガティブリスト方式を採用する場合であっても、臓器移植法で移植のために摘出することができることとしている臓器以外の臓器等についても、臓器の提供に関する意思表示を行うことができること、また、提供拒否の意思表示も行うことができることから、有用と考える。

(3) 署名年月日について

その記載自体は書面の有効性の要件ではないとはいえ、カードが複数見つかった場合や、意思決定を行った時の判断能力を確認することができることなどから有用であり、カードに残しておくことが必要と考える。

(4) 家族の署名について

臓器提供は、臓器移植法では本人の臓器提供の意思表示のみ要件としており、家族の意思表示は書面の有効性の要件ではないが、カードの存在及び本人の臓器提供に関する意思を本人が脳死状態に陥る前に家族に知ってもらえることから有用と考える。

2 このほか、各委員より以下の意見が提出された。

(1) カードの表面の活用について

まずは裏面において必要な要件を満たすカードの様式を検討し、裏面のみの記載では見にくくなるなど、必要が生じたときには、表面の活用について検討してはどうか。

(2) 記載内容の簡略化

例えば、イメージ案1の場合、上段の2行（「はい」か「いいえ」を○で囲んだ上で提供したくない臓器があれば×をつけて下さい）と、「（×をつけた臓器は提供しません）」という記述に内容が重複しているので、どちらかにするなど、記載内容の簡略化を検討してはどうか。

(3) その他

新カードの決定に当たっては、いくつか案を作成した上で、どの様式が最も利用しやすいかという点について検証を行うなど慎重に検討した上で決定するべきではないか。

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

1 はじめに

平成9年10月16日の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。)施行以降平成16年6月末までに、(社)日本臓器移植ネットワークに臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)を所持していたと情報提供された820件のうち、記載内容に不備があった事例は105件(12.8%)となっている。

これまで、カードの記載内容に不備があった事例は、臓器を提供する意思又は脳死判定に従う意思表示が明確でない等の理由から、法律の要件を満たしていないものとして取り扱ってきた。そのため、確かにカードを携帯しており、本人が生前に臓器を提供したいという意思を持っていたと家族等が証言しているにもかかわらず、カードの記載事項の一部に不備があることにより、本人の書面による意思表示とは認められなかった事例も存在する。

こうしたことから、今般、臓器移植法の趣旨等を踏まえ、これまでの記載不備事例の取扱いを見直すこととした。

2 臓器移植法の解釈とその運用

- ・ 臓器移植法においては、基本的理念として、臓器提供に関する意思は尊重されなければならない、臓器の提供は任意にされたものでなければならないと規定しており(同法第2条第1項及び第2項)、臓器の摘出については、本人が生存中に臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面により表示していることを要件としている(同法第6条第1項及び第3項)。
- ・ これらの意思を表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを法の求めるところに適うものとして作成することは困難なことから、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワー

クにより、カード（又は臓器提供意思表示シール）が作成され、頒布されている。

- ・ この「書面」とは、法的には、本人の「臓器を提供する意思」の有無だけでなく、「脳死判定に従う意思」のそれも確認できるものでなければならず、また、本人の署名が存在しなければならない。さらに、実務上、提供したい臓器の種類及び署名年月日の記載も必要とされている。

（別紙 1 参照）

3 新しい取扱いについて

現行のカード様式に係るカードの記載不備事例のこれまでの取扱いを見直し、臓器移植法の趣旨等に基づき、カードの記載事項の一部に不備があっても、当該カードのその他の記載内容等から、本人の署名があり、かつ、本人の「臓器を提供する意思」及び「脳死判定に従う意思」が確認できるものについては、法の求めている書面による意思表示が存在するものとして取り扱うこととする。また、本人の意思を正確に確認するため、カードの記載とあわせて、家族の陳述など他の資料も考慮する。

具体的な取扱いについては、次のとおりである。

（1）カードの番号の記載に不備がある事例

- ① カードの番号 1 に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合については、提供したい臓器を○で囲んでいること等から、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられることから、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。

（別紙 2（1）①）

- ② カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合については、番号1に○はなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されていること等から、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。

(別紙2(1)②)

- ③ カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合については、番号1に○があり、提供したい臓器が明確に表示されていること等から、番号3に○と×の両方が記載されていることについては、「番号3に○を付けたものの間違いに気づき×を付けた」と考えることが社会通念に照らして適当であり、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断する。

(別紙2(1)③)

(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

- ① カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合については、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思は明確に表示されており、提供したい臓器の種類は、番号1に○を付けていること等から、当該欄に記載されている臓器(心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球)と判断する。

(別紙2(2)①)

(3) 本人署名の記載に不備がある事例

- ① 本人署名がない場合については、臓器移植法で要求する書面とは認められないことから、従来通り、有効ではないものとする。

(別紙 2 (3) ①)

- ② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合については、一律に書面の有効性が確認できないと判断せず、署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかかな場合には、本人の署名があるものとし、書面の有効性が確認できるものとして取り扱う。

(別紙 2 (3) ②)

(4) 署名年月日の記載に不備がある事例

- ① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合については、カードの発行日以降にカードの記載が行われたことは自明であるので、一律に無効とするのではなく、カードの発行日以降に記載されたものとして取り扱う。また、本人が、法律施行日前の日付が記載されたカードを法律施行日以降も所持していることから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱う。

(別紙 2 (4) ①)